

2022 年 8 月 5 日

茨城県知事 大井川和彦 様

荒川 照明 日立市台原町 2-10-10
助川 靖平 日立市諏訪町 3 - 4-40
鈴木 鐸士 日立市千石町 1-15-26

鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域図の早期作成に関する要請書

(はじめに)

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、これまでは、洪水浸水想定区域の指定対象でなかった中小河川において、多くの浸水被害が発生しております。この度の県産廃最終処分場の候補地は広大な唐津沢にあり、地形上洪水・土砂崩れの危険性が高い、洪水浸水想定区域にあたり、巨大な廃棄物処分場の建設地として最も不適格な処です。しかしながら、当該処分場の豪雨時洪水災害については全く論議がなされておらず、豪雨時洪水災害の危険性を県自らで検討することなく、廃棄物処分場本体の基本計画を完了し、この 3 月には市民報告会が開催されました。谷に沿った巨大な滑り台のような廃棄物槽に廃棄物が山積みされる異常な状況は、最近熱海市で発生した地すべり災害の惨事を連想させます。

諏訪町大平田地区では、高鈴山頂から真弓山近くまでの約 7km にも及ぶ稜線区間からの雨水が集まり、豪雨時には洪水災害が起こり易い地形・形状になっています。カスリーン台風時には、大平田地区では、かなりの洪水災害が発生しており、日立セメントの本鉱体や工場の諸施設にも甚大な被害がありました。そのため、私どもは機会ある毎に、市や県に鮎川や桜川の流域の洪水浸水想定区域図ができる予定について問い合わせて来ましたが、いまだに明確な回答は得られておりません。

住民訴訟においては、私どもは『唐津沢は「洪水浸水想定区域」の実質を有する』と主張しており、唐津沢が産廃処分場の候補地になった以上、県は自らで「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で、立地上の制約の有無を判断すべきと訴えております。

このような状況の下で、洪水浸水想定区域の指定の根拠について調べていたところ、昨年令和 3 年 7 月の水防法の一部改正により、「洪水浸水想定区域の指定対象の大幅な拡大」があった旨を伝える国土交通省の通達（参考資料 1）を見付けました。それまでは、大河川である洪水予報河川や水位周知河川等の限られた河川だけが、「洪水浸水想定区域の指定対象」とされていたが、水防法の改正により、大小ほぼ全ての河川・支川について、周辺に住宅等の防御対象のある区間において、「洪水浸水想定区域」に該当するか否かが判

別されることになり、水害リスク情報の空白地帯の解消が促進されることになりました。

それに対応して、千葉県と熊本県では、それぞれ 91 河川と 320 河川を洪水浸水想定区域の追加指定対象として、本年 3 月には、両県がそれぞれに指定対象とすべき全ての河川・支川について、洪水浸水想定区域図が公表されています。茨城県からは、ごく一部の 17 河川が本年 2 月に追加で指定・公表されただけで、鮎川や桜川については、いつになったら指定対象になり、洪水浸水想定区域図が公表されるのか判らない状態です。

しかしながら、この度の水防法の一部改正により、「洪水浸水想定区域の指定対象の大幅な拡大」があったのであれば、鮎川や桜川の流域は、当然に洪水浸水想定区域の指定対象区域に該当するはずなので、むしろ私どもから県に対して、早急に洪水浸水想定区域図を作成し公表するよう督促・要請すべきであると思われます。同じ市内を流れる、ほぼ同じ規模で、同じく 2 級河川である十王川流域の洪水浸水想定区域図は、既に平成 29 年 8 月には、作成・公表されています（参考資料 2）。そこで、下記のように、鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域図を早期に作成し、公表して戴けますよう強く要請します。

1. 鮎川流域の洪水浸水想定区域図の必要性について

水防法の規定による 1 時間あたり 151mm の豪雨時に、鮎川上流域（諏訪梅林付近より上流部）における河川の想定流量に関する私どもの試算によると、鮎川最上流域と唐津沢の合流地点（日立セメント本鉱体付近）で $181 \text{ m}^3/\text{s}$ 、大平田の北ノ沢合流部で $346 \text{ m}^3/\text{s}$ 、梅林付近で $406 \text{ m}^3/\text{s}$ であった。また、これらの想定流量とそれぞれの位置での河川流下能力との比率は、大平田の北ノ沢合流部で 1.66、梅林付近で 1.67 であった。このように比率が 1.0 を大幅に超えている結果は、大平田集落から諏訪梅林付近にかけての流域が流下能力流量を大幅に超えた洪水状態を示し、「明らかに洪水浸水想定区域にあたる」ことを示唆している（参考資料 3）。

鮎川最上流域と唐津沢の合流地点（日立セメント本鉱体付近）は、比較的勾配が緩やかで谷間が広くなっており、しかも河川は一部の区間が隧道になっているため、明らかに洪水・溢水が起こり易い地形・形状になっている。そのため、河川の想定流量 $181 \text{ m}^3/\text{s}$ であれば、その付近は「洪水浸水想定区域にあたる」と予測される。昭和 22 年 9 月のカスリーン台風時（1 時間あたり 80 mm の降雨時）には、日立セメントの本鉱体や工場の諸施設にも甚大な被害があったことを示す記録が最近になって報告されている。

このように、鮎川の上流域は、豪雨時には洪水災害が非常に発生し易い地形・形状になっており、鮎川の中流域、下流域は住宅密集地帯であるため、昨年 7 月の水防法改正と同期して整備された流域治水に関する法規制の観点からも、鮎川流域の洪水浸水想定区域図の公表が待たれる。

県は鮎川流域の窮状を的確に認識し、唐津沢に廃棄物処分場を建設し、洪水水害を増強させることは避けるべきである。現状では巧みに、洪水に対する防災ダムの機能を果たし

ている唐津沢湖は、安易に埋め立てるのではなく、防災ダムとして貴重であり、温存すべきである。そして、断崖絶壁に囲まれ、広く蒼い湖面を輝かせて誠に美しい姿を見せている唐津沢湖の自然景観を温存すべきである。

以上のように、私どもは鮎川流域に関する的確な水害リスク情報を早期に取得して、鮎川流域の将来計画を論議する必要性に迫られています。この度期せずして、「鮎川流域も洪水浸水想定区域の指定対象範囲に入っているはず」との情報が得られたので、是非とも早期に鮎川流域の洪水浸水想定区域図を作成し、公表して戴けますよう要請いたします。

その際、洪水浸水想定区域の指定区間は、河口から鮎川上流部の日立セメント本鉱体の上流部までとして戴きたい。二級河川は水穴付近までで、その上流は一般河川であるので、それを理由に水穴付近までで打ち切ることがないようにお願いしたい。その上流部の日立セメント本鉱体付近には工場の諸施設があり、現実には人が働き滞在する所であり、しかもカスリーン台風時には、甚大な洪水災害の履歴のある所ですから、当然、県は日立セメント本鉱体の上流部までを洪水浸水想定区域の指定対象区域とすべきです。

2. 唐津沢支川流域の洪水浸水想定区域図の必要性について

産廃処分場計画の極め付けの問題点は、豪雨時に唐津沢の上流部の広大な降水域から搬入道路のトンネル出入口付近に流入する激甚な洪水に対する災害対策が全く成されていないことである。私どもは機会あるごとに、現実的に災害対策は不可能であることを訴えて来たが、県は豪雨時洪水災害の危険性を自らで検証することなく、相変わらず無視続けたまま産廃処分場本体の基本計画を完了させた。

基本計画では、搬入道路より「西側流域」を（敷地外）と線引きし切り離しただけで、「その広大な降水域からの雨水は、新設搬入道路に整備する道路側溝により鮎川に放流するため、本処分場敷地内への流入は生じない」と断言し、責任を放棄しています。

搬入道路より「西側流域」の唐津沢上流部からの豪雨時洪水を本処分場敷地内への流入は生じないようにして鮎川に放流するには、大規模な集水・取水ダムが必要であり、そこからの排水管も巨大になり、未来永劫にダム機能の保守管理も必要で、非現実的な施設になるはずで、また、多量な排水を流下能力の乏しい鮎川に放流する場合には、調整池の設置や許容放流量の規制もあり、容易ではないはずで、流域治水の観点からも許容されないことでしょう。

図1に、唐津沢支川流域の展望図を示します。唐津沢は、県道37号の南側が湖（湛水）になっており、上流部の降水域Aに続き、最奥端は多賀山地稜線沿い通路に至ります。唐津沢の降水域の総面積は1.21 km²であり、上流部の降水域Aの面積は0.65 km²で、総面積の54%を占めます。山側道路からの廃棄物搬入道路は、標高約250mの峠越えではなく、トンネルになったようであり、二つの白丸は、トンネル出入口の予想位置を示している。



唐津沢展望図
(北側から南側に向かう鳥瞰図)

図1 唐津沢の展望図 唐津沢は、県道37号の南側が湖（湛水）になっており、上流部の降水域Aに続き、最奥端は多賀山地稜線沿い通路に至る。

唐津沢は、現状では、巧妙に洪水に対する防災ダムの機能を果たしており、住居等の施設がある訳ではないので、「洪水浸水想定区域」の指定の必要はないかも知れません。しかしながら、この度の産廃処分場建設の計画では、湖（湛水）の部分を短い工事期間で、少なくとも 122 万 m^3 と予想される盛土埋立を実施し、そこに図 2 に示すように、廃棄物槽と管理施設や搬入道路を建設するのであれば、同図にも示すように、豪雨時における唐津沢上流部からの洪水に対する災害対策は不可欠です。谷に沿う廃棄物槽の長さは 536m であり、中央部の横幅は 162m の巨大なものです（参考資料 3）。

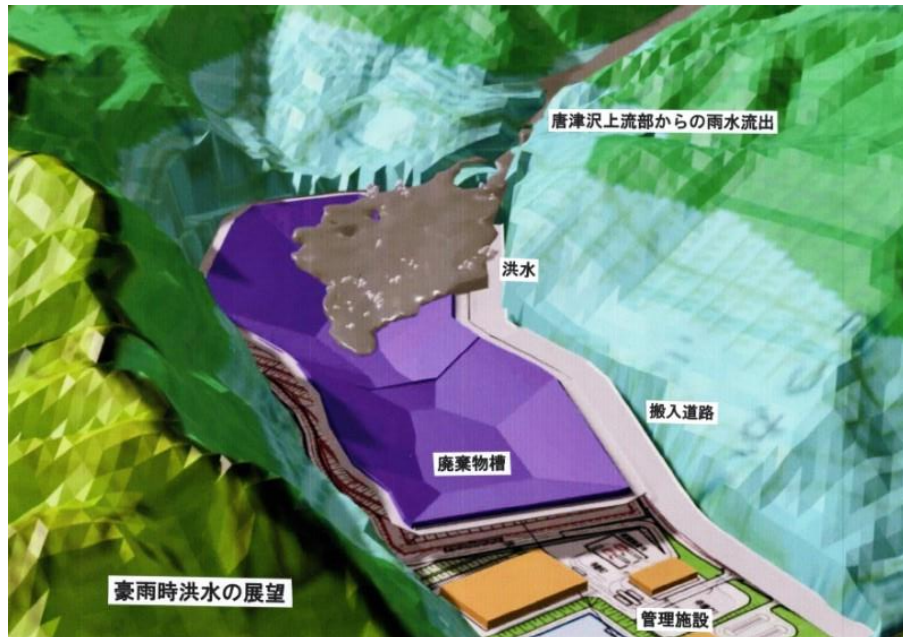
また図 3 に示すように、廃棄物は谷間にうず高く積上げられますので、非常に崩れ易く、地震や洪水による災害対策が案じられます。豪雨時の唐津沢上流部の 3 方向からの洪水量 Q_a 、 Q_b 、および Q_d の合計流量は、25.8 m^3/s にもなります。特に上流部の降水域 A からの洪水量 Q_a は 18.9 m^3/s であり、下流の各所で激甚な洪水災害を引き起こす主要因になると言えます。

これまでは、鮎川流域の洪水浸水想定区域図が作成されていないため、唐津沢が「浸水想定区域」に指定されていないことをもって、県は、『唐津沢が「浸水想定区域」等の立地回避区域に該当せず、洪水や土砂崩れによる危険性が低い』などの一点張りで、当該処分場の豪雨時洪水災害の危険性については全く論議がなされておられません。しかしながら、産廃処分場建設の計画を進めるにあたっては、自らで『唐津沢が「洪水浸水想定区域」に該当するか否かを確認し、洪水災害に対する安全性を判別すべきです。このような要望は、住民訴訟の場でもお願いしているところです。

この度の水防法の改正による「洪水浸水想定区域の指定対象の大幅な拡大」では、「防御対象が存するかどうか判断できない場合でも、直ちに排除するのではなく念のため、洪水浸水想定区域の指定対象とする」ように私どもは理解しました。そこで私どもは、唐津沢の湖（湛水）の区域は言うまでもなく、上流部を含めて広い範囲が「洪水浸水想定区域」に該当すると確信していますが、この際ですから、唐津沢支川流域について、個別に「洪水浸水想定区域図」を作成し、公表して戴けますよう要請します。唐津沢の固有な地形・形状の特性を取り入れた的確な水害リスク情報を知ることは大変有意義ですから、どうぞよろしくお願いします。

3. 桜川流域の洪水浸水想定区域図の必要性について

この度の産廃搬入道路は、当初は梅林道路・県道 37 号を使用するとしていましたが、「諏訪地区住民の反対があったからとの理由で、令和 3 年 2 月に突然に、山側道路からの新設道路に変更するからよいだろうと県が勝手に決めて、日立市もそれならよいと賛同し」、概略設計も示されないまま地元住民不在で、確定されてしまいました。「候補地選定の要件では、搬入道路は長さ 1 km」となっていたのですが、県が自らの規則に違反して 4～5 km の搬入道路新設計画に変更する暴挙に至りました。搬入道路変更発表から 1 年 6



唐津沢産廃処分場における豪雨時洪水の動画解析結果の一場面

図2 唐津沢を埋立して建設される廃棄物槽と豪雨時に想定される上流部からの洪水状況

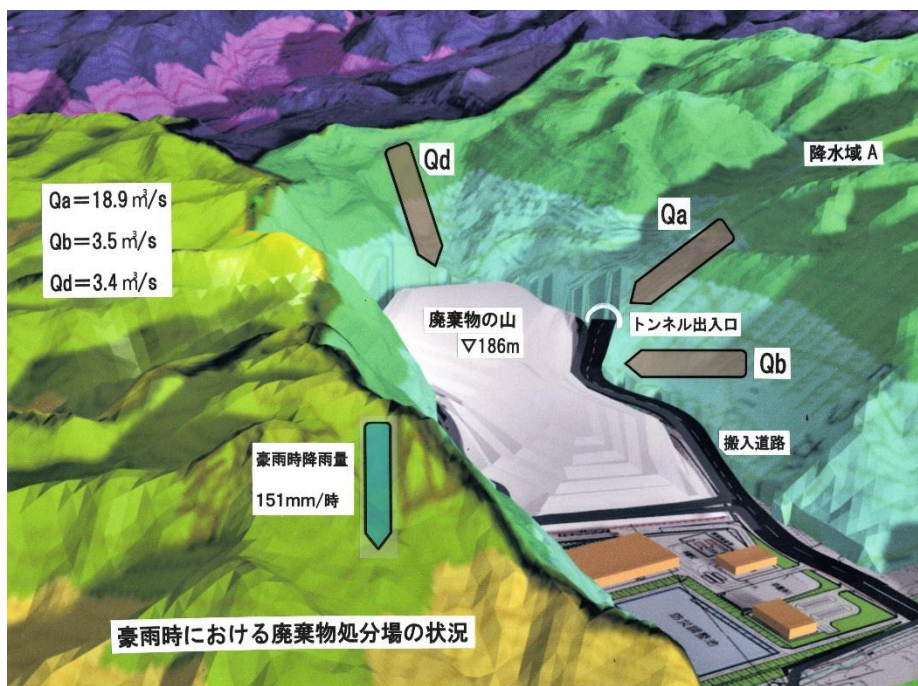


図3 廃棄物積上げ完了後の廃棄物山の様子と唐津沢の上流部から流入する洪水の状況

か月を経過した現在でも、新設搬入道路の実態（ルート・費用）の公表がされていません。トンネル、高架・橋、洪水対策、工事費の激増、担当コンサルタントの 6 か月間入札制限などの難問が重なり、搬入道路建設計画が頓挫しているのではないかと推定されます。

裏山に造る産廃処分場への産廃搬入専用道路の建設ですから、自然環境・生活環境を破壊するだけで、大久保地区住民にとって大変迷惑なものです。地元説明会があれば、「大久保地区住民は、諏訪地区住民よりもっと強く反対であること」を明確に表示したいと思っています。搬入道路に関する県からの具体的な情報は皆無ですから、大久保地区住民の大多数の方は、どのようになるかと疑心暗鬼の状態です。幸いにも、令和 3 年 6 月に福地源一郎県議の紹介で、県知事宛に「搬入道路と橋梁建設に強く反対し、撤回を求める請願」が 90 名の先達により既に提出されており、不採択でしたが、何かと励みになっています。

末広町の戸澤橋付近より上流の桜川上流域の降水域面積は、2.37 km²であり、大久保中学校付近（戸澤橋付近）の桜川の豪雨時想定流量は、約 80 m³/s になります（参考資料 3）。この付近は、桜川の流路は狭くなっており、戸澤橋の直下流では流路がヘアピンカーブ状に蛇行しているので、流木や土石流の堆積による洪水災害の危険性が否めない。ここで洪水が発生すると、末広町の広大な住宅密集地帯に甚大な被害が想定されます。カスリーン台風時には、かなりの洪水被害があったと聞いているので、決して油断はできません。

この度の産廃搬入道路建設により、自然破壊や災害誘起の危険性が想定されるので、早急に「桜川流域の洪水浸水想定区域図」を作成し、公表して戴けますよう要請します。

（まとめ）

以上のように、鮎川流域、唐津沢支川流域、および桜川流域について、それぞれの「洪水浸水想定区域図」の作成・公表を要請いたします。付きましては、お手数ながら、私共の勝手な要請についての受け入れの可否、および受け入れて戴ける場合の「洪水浸水想定区域図の作成・公表」の予定時期などを、本年 8 月 20 日までに、ご連絡戴けますようお願いいたします。

主な参考資料

- （1）（国水政第 20 号 令和 3 年 7 月 15 日）各都道府県知事・各指定都市の長宛 国土交通省 水管理・国土保全局長差出 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」
- （2）十王川水系十王川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 29 年 8 月 28 日）流域：日立市北部 茨城県作成
- （3）冊子：唐津沢産業廃棄物処分場計画の危険性を訴える（2021 年 12 月 17 日） 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 他 2 名